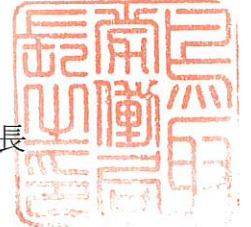




鳥労発雇均0323第1号  
令和2年3月23日

一般社団法人鳥取県経営者協会会長 殿

鳥取労働局長



新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた  
対応について（要請）

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、政府においては、さる3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を取りまとめ、感染拡大の防止に全力を挙げるとともに、経済への影響については、雇用の維持と事業者の方々の事業継続を最優先に取り組んでおります。

当局の窓口にも毎日多くの相談をいただいておりますが、雇用調整助成金の取組としては、全業種での活用を可能とし、新規学卒採用者などの休業への助成も可能とするなど、特例措置を追加強化しております。事業主の皆様には、雇用の維持や採用、内定取り消しの防止について、特段のご配慮をお願いいたします。

また、小学校等の臨時休業等に伴い、仕事を休まざるを得ない保護者等を支援する新たな助成金制度及び個人で業務委託契約等で仕事をされている方向けの新たな支援金制度については、3月18日から支給申請の受付を開始しております。引き続き自宅等でのテレワークの積極的な活用や時差通勤の導入、そして、発熱などの風邪の症状がある方の休みやすい環境の整備など感染拡大の防止をお願いいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴う時間外労働など労働時間の取扱いについては、①労働基準法第33条の許可又は届出、②1年単位の変形労働時間制の労使協定の締結の見直し、③36協定の特別条項の対応に関して労働基準監督署でご案内しております。時間外労働の上限規制についても、引き続き中小企業・小規模事業者の立場に立ったきめ細やかな相談・支援を行うこととしております。

つきましては、労働行政における新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた対応について御理解いただき、会員事業場への周知に御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。